

変わらずに大事なこと ～寒川町教育委員会の姿勢

全国学力・学習状況調査は平成 25 年度から、全国全ての小学校、中学校を対象に調査が行われてきました。平成 30 年度の調査の目的は次の通りです。

【調査の目的】¹

- 学力や学習状況を把握して、分析すること
- 教育施策の成果と課題を検証して、その改善を図ること
- 学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること*
- 教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること*

平成 30 年度調査では、前年度までの*部 3 番目と 4 番目が入れ替わったものの、これまでと調査を行う目的はずっと変わっていません。これとともに、変わらないこととしては、

【調査結果の取り扱いに関する配慮事項】²

- 本調査の目的や、調査結果が学力の特定の一部であること
- 序列化につながる取組が必要であること

この部分について、平成 30 年度の全国学力・学習状況調査に関する実施要領でも、

【調査結果の取り扱いに関する配慮事項】³

- 調査により測定できるのは学力の特定の一部であること
- 学校における教育活動の一側面であること
- 序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮すること

この調査で分かることは学力の特定の一部であること、この調査結果を受けて、序列化や過度の競争が生まれぬよう配慮することが求められています。

○ 「全国学力・学習状況調査に関する実施要領」については、以後「実施要領」とする。

1【調査の目的】 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。（平成30年度 実施要領より）

2【調査結果の取扱いに関する配慮事項】 調査結果の公表にあたっては、本調査の目的や、調査結果が学力の特定の一部であることなどを明示するとともに、序列化につながる取組が必要。（平成 25 年度 実施要領より）

寒川町教育委員会では平成 30 年度についてもこのことをしっかりと受け止め、全国学力・学習状況調査を次のように取り扱い、寒川町の教育のより一層の発展を目指していきます。

【寒川町教育委員会として】^{3・4}

- 序列化や過度な競争が生じないように配慮します。
(調査結果については、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行いません。)
- 学力の特定の一部、教育活動の一側面であることに十分に留意します。
(他の市町村や過去の結果との数値のみの比較に終わらず、平均正答数や平均正答率の現状についてしっかりと受け止めていきます。)
- 調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表します。
- 調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策を示していきます。
- 調査結果の分析内容や改善方法については、寒川町ホームページに掲載するだけでなく、家庭版学校教育だより等で家庭への発信をし、家庭とともに学習について考えていきます。

また、次のことを踏まえて分析をしていきます。

【分析をする上での留意点】

- 学校での教育実践と調査結果との関わりについて検証していきます。
- 「これまでに取り組んで『強み』になったこと」を成果としています。
- 「これまでも取り組んできて、これからも取り組んでいきたいこと・より重点的に今後取り組みたいこと」を課題とします。
- 寒川町の児童・生徒やその保護者の取り組み、また、教職員の教育実践の方向性について、新学習指導要領やこれから求められる力と関連付けていきます。

3 【調査結果の取扱いに関する配慮事項】「調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。」調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。」(平成 30 年度実施要領より)

4 【調査結果の活用】(ア) 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。(平成 30 年度実施要領より)

これから先の世の中で必要になるのは、「自ら切り拓く力」や「生きる力」⁵などとも呼ばれますが、分かりやすく言うと『自分で作っていく力』です。学校には、自分でやってみて、感じて、考えて、そしてみんなと共有していくという「自分で作っていく楽しさ」があります。自分が動き、自分の周りの世界を動かすことで、なりたい自分になる。人はだれもが「自己実現」を目指して生きていきます。

「自分らしく生きる」という言葉をよく耳にしますが、誰もがそう在りたい、自分の子どもに対してはそう願わずにはいられないことは、私たちが生きる社会では大前提のことでしょう。学校でも目指しているところは同じです。

このような誰もが普遍的に持っている見方や考え方で、保護者が、地域が、学校が児童・生徒を育てていくことが大事です。良いところを認め、課題に向き合い、その時だけでなく学び続けていくことができる取り組みを一緒に考えていくことが、これからの社会を作っていく、一人ひとりを育てることになります。

5【生きる力とは】平成8年7月の中央教育審議会の答申において、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などであると指摘されている。平成20年に行われた前回の改訂においては、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要性を増す、いわゆる知識基盤社会において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことがますます重要になっているという認識が示され、知・徳・体のバランスのとれた育成（教育基本法第2条第1号）や、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うこと（学校教育法第30条第2項）など、教育基本法や学校教育法の規定に基づき、児童に「生きる力」を育むことが重視されたところである。平成28年12月の中央教育審議会答申を受け、今回の改訂においては、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、児童・生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓ひらき、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育てていくことを重視している。（新学習指導要領解説総則編より）